浜平税理士事務所発 行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL http://www.hamahira.com

集 税理士 浜平 純一

新年あけましておめでとうございます

今年もよろしくお願いいたします

体制が変わります!

昭和63年7月に浜平税理士事務所として開設して以来25年経過しましたが、このたび、浜平税理 士事務所は、武蔵野市にある塩野税理士事務所と合併し、「日本橋税理士法人 H&Sパートナーズ」と なります。読み方は「にほんばしぜいりしほうじんはまひらあんどしおのぱーとなーず」といいます。

現在登記申請中で、早ければ1月中に登記の完了及び税理士登録が終了し、今まで個人事務所の経営 から税理士法人の経営として新たにスタートいたします。

住所ですが、

①日本橋税理士法人H&Sパートナーズ 本店(現存)

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-2-16 瀧田ビル5階

TEL: 03-6410-6600 FAX: 03-6410-6666

②日本橋税理士法人H&Sパートナーズ 武蔵野営業所 (新規合併)

〒180-0022 東京都武蔵野市境 5-7-1

TEL: 0422-53-1809 FAX: 0422-53-1829

となります。

また、これに伴い、今月号まで「浜平税理事務所 News」として毎月発行していましたが、2月号よ り「日本橋税理士法人通信」としてリニューアルする予定です。

今後とも日本橋税理士法人 H&Sパートナーズをどうぞよろしくお願い申し上げます。

退職のご挨拶

このたび浜平純一税理士事務所を退職し、片桐税理士事務所として独立開業させて頂くこととなりま した。在職中は公私にわたりご指導ご鞭撻を賜り誠にありがとうございました。

本来であればご拝顔のうえご挨拶するべきところですが、とり急ぎ書中にて失礼いたします。

片桐新一郎・片桐由美・山形景

☆☆今月の税務メモ☆☆☆

1. 12月分源泉所得税の納付

=

7~12月分(特納分)の源泉所得税の納付

3. 11月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)

4. 5月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)

5. 2月・5月・8月決算法人の消費税中間申告

納付期限・・・・・1月10日 納付期限 •••••1月20日

申告期限・・・・・1月31日 申告期限 • • • • 1月31日

申告期限・・・・・1月31日

=